

言語文化教育研究学会 アーカイブズ規程

制定 2020年7月5日

(設置)

第1条 言語文化教育研究学会（以下、当学会という）に、言語文化教育アーカイブズ（以下、アーカイブズという）を置く。

(目的)

第2条 アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下、法という）に基づき言語文化教育研究に関する資料の適切な収集、管理及び保存を行い、当学会会員及び言語文化教育研究に携わる者の利用に供することにより、教育、研究及び社会貢献に資することを目的とする。

(業務)

第3条 アーカイブズは、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる業務を行う。

- (1) 法に基づく特定歴史公文書等の整理、保存、公開及び調査研究
- (2) 法に基づく歴史公文書等の保管、評価選別、移管及び調査研究
- (3) 当学会の目的に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究
- (4) 言語文化教育研究に関する実践やインタビュー等の映像および音声記録、文書画像等の収集、整理、保存、公開及び調査研究
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(運営委員会)

第4条 アーカイブズに、アーカイブズの円滑な運営を図るため、アーカイブズ運営委員会(以下、委員会という)を設置する。

2 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) その他アーカイブズの運営に関する重要なこと

3 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 会員の中から委員長が指名する者
- (3) その他委員長が必要と認める者

4 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。

5 前項第2号及び第3号の委員は再任されることができる。

(倫理的責任)

第5条 個人情報，肖像権等，アーカイブズ構築及び管理の上で必要な倫理的配慮は，著者，資料収集者，資料提供者が責任を負う。

2 映像等の対象者とのトラブルなどを含め，アーカイブズの対象に関わるいっさいの問題についても著作者，資料収集者，資料提供者が責任を負う。

(著作権)

第6条 アーカイブズに保存された映像および音声記録などの著作権は，著作者または資料収集者及び当学会に帰属するものとする。

2 データの使用：閲覧した第三者が，データを論文等で使用を希望する場合は，当学会に使用許可願を提出し，当学会による許可を得なければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，アーカイブズの委員会及び運営等に関し必要な事項は，別に定める。

以上